

大阪市市民活動推進条例の構成

目 的 (第1条)

市民活動の推進に関し、基本理念を定め、本市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を明らかにする

市民活動の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会の実現に寄与する

基本理念 (第3条)

- (1)市民活動の推進は、公共の利益の増進を目的として行われるものであること
- (2)市民活動の推進に当たっては、本市、市民、市民活動団体及び事業者が対等な立場で互いの役割を認め合い、必要に応じて連携を図るものであること
- (3)市民活動の推進に当たっては、市民、市民活動団体及び事業者の自主性及び自立性が尊重されるものであること

責 務 (第4~7条)

大 阪 市

- ・市民活動を推進するために必要な施策を講じる
- ・市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組む

市 民

- ・市民活動への理解と地域社会への関心を持つよう努める
- ・自主的にその活動に参加・協力するよう努める

市民活動団体

- ・特性を生かした活動を行い社会的責任を自覚するよう努める
- ・活動内容が広く市民に理解されるよう努める

事 業 者

- ・市民活動への理解を深めるよう努める
- ・地域社会の一員として市民、市民活動団体及び市と連携協力するよう努める

基本的施策 (第8条~11条)

- ・市民活動団体との協働
- ・情報の収集及び提供
- ・学習の機会の提供
- ・活動場所の提供

市民活動推進
審議会

市民活動の活発な展開